

2015年4月15日

函館地方裁判所長 山田 陽三 様

大間原発訴訟の会代表 竹田とし子

3月27日の第15回口頭弁論における鈴木尚久裁判長の訴訟指揮は、函館市民の司法に対する信頼を裏切るものです。鈴木裁判長は、昨年4月11日の口頭弁論終了後の進行協議で、「意見陳述は折を見て（追加訴訟の併合時等に限り）やっていただくという話だったと思うが次回もやるのか」と発言されています。

ところが、昨年8月29日には「原告ら本人の意見陳述はこれまでの経過を考慮し、当面の間、基本的に認めない」という文書を送ってきました。さらに、これに加えて、「最後尾の特設傍聴席16名分は、法廷警備上支障があると判断し、今後は設置しない。代わりに原告らの傍聴席の割当を若干増加することを検討する」という通告でした。私たち原告団の要望を聞き入れて裁判所が特別傍聴席を設置しながら、その後に取り消すというのは、極めて不可解な話です。さらに、9月26日付の事務連絡で、「原告団の特別傍聴席（傍聴席エリア）を28席から20席に減らす」との通告がありました。このことに対する説明もありませんでした。

10月8日に鈴木裁判長宛の抗議文を裁判所に持参し、「最後尾の特設傍聴席を設置したことによって、これまでどのような警備上の支障があったのか、きちんと説明して欲しい」との要望を出しましたが、なしのつづてでした。

私たちは、原告全員の意見陳述を要求しているわけではありません。原告になる決心は一人一人違いますが、裁判官に聞く姿勢が見られなければ裁判になりません。結論ありきの姿勢、と感じさせるものでした。「意見陳述を認めない」の一言が、5ヶ月の裁判を待つ時間を無駄にさせたという自覚を、裁判長はお持ちになっていただきたい。

2011年3月の福島第1原子力発電所の爆発事故から4年経ちましたが、いまだに原因の究明がなされていませんし、収束のめどがも立っていません。国民の過半数が再稼働に反対しています。

私たちの裁判も、原告が千名を超えるまでになりました。裁判という場があることを大切にしたいと思う原告の気持ちを、裁判長の訴訟指揮で踏みにじらないで下さい。裁判所に足を運んでいるのに、審理の前に閉廷を告げられた原告の無念さを感じとって下さい。福井地裁の「司法は生きている」の言葉がよぎります。